

(仮称) 世田谷区がん対策推進条例 素案

がんは、日本人の死亡原因の3割を占め、世田谷区においても、がんに対する取組みが区民の生命及び健康を守るうえでの喫緊の課題となっている。

世田谷区は、区民、保健医療福祉関係者及び事業者と一体となって総合的ながん対策を推進することにより、区民一人ひとりが、がんに関する関心を高め、望ましい生活習慣を実践してがんを予防し、定期的に検診を受けることでがんを早期に発見するとともに、がんになっても必要な支援を受けながら自分らしい生活を継続することができる「がんを知り、がんと上手に向き合い、がんになっても自分らしく暮らせる地域社会」を実現するため、この条例を制定する。

1 目的

この条例は、世田谷区のがん対策に関する基本的な事項を定め、総合的ながん対策の推進に資することを目的とする。

2 定義

(1) 保健医療福祉関係者

がん患者及び家族を含む区民に対し、検診、医療及びケア等を提供する保健、医療又は福祉に関する活動を行う者

(2) 事業者

区内において労働者を雇用して事業活動を行う者

3 区の責務と区民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割

(1) 区の責務

区は、がんに関する正しい知識の普及及び啓発、がんの予防、効果的ながん検診の実施、がん患者及び家族に対する支援、がん教育の推進等のがん対策を総合的に実施するものとする。

また、この対策を実施するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 区民の役割

区民は、がんに関する正しい知識の習得、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の見直しによるがんの予防、及び定期的に検診を受けることによるがんの早期発見及び早期治療に努めるものとする。

(3) 保健医療福祉関係者の役割

保健医療福祉関係者は、区が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に努めるとともに、がん患者一人ひとりの病状、抱える悩みを理解し、良質かつ適切なサービスを提供するよう努めるものとする。

また、保健医療福祉関係者は、相互に連携してがん患者及び家族に対する支援に努めるものとする。

(4) 事業者の役割

事業者は、従業員にがん予防の啓発を行うとともに、健康的な職場環境を整備し、がん検診やがん治療を受けやすい職場づくりに努めるものとする。

4 がんに対する総合的な対策

(1) 正しい知識の普及及びがんの予防

区は、がんに関する正しい知識を普及させるとともに、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣等が健康に及ぼす影響について啓発し、区民の喫煙率の低下及び受動喫煙の防止に必要な施策を実施するなど、がんの予防に努めるものとする。

(2) がん検診受診率の向上と検診結果の活用

区は、受診しやすい検診体制の整備と対象者一人ひとりへの受診勧奨により、がん検診の受診率の向上を図るとともに、検診結果を集約して区民の健康増進のために活用するものとする。

(3) がん患者及び家族に対する支援

区は、がん患者及び家族ががんに関する信頼することができる情報を得られるよう支援するとともに、がんの罹患に伴う様々な苦痛や不安の軽減に努めるものとする。

また、支援が必要ながん患者や家族が、自分らしい生活を安心して継続していくための多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが地域の中で適切に提供されるよう、保健医療福祉関係者と連携して在宅療養を支えるものとする。

(4) がん教育の推進

区は、学校教育の場において健康と命の大切さを学び、がん及びがん患者に対して正しい認識を持つよう、がん教育を推進するものとする。

(5) がん対策推進計画の策定

区は、計画的ながん対策の実施のために、がん対策推進計画を策定する。

(6) 世田谷区がん対策推進委員会

区は、がん対策推進計画の策定その他のがん対策の推進に関し必要な事項を協議するため、世田谷区がん対策推進委員会を設置する。

5 施行

この条例は、平成27年4月1日から施行する。